

# 金属加工の「脱脂」「油落とし」「洗浄」等の工程において トリクレン等を使用していた事業所は土壤汚染状況調査を行う必要があります

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）や土壤汚染対策法では、金属プレスや切削、研磨作業とともに「脱脂」「洗浄」「油落とし」等の作業工程においてトリクレン等の有機塩素系溶剤を使用している又は使用していた工場は、地下浸透の恐れに対して土壤汚染の有無を調査し、その結果を区や都に報告することを義務づけています。

普段から、薬剤・溶剤、廃溶剤、廃ウエスの取り扱いや保管、洗浄槽や脱脂槽及び配管などからの漏れには十分注意し、地下浸透による土壤汚染の未然防止に努めていただくようお願いします。

## < 環境確保条例の土壤汚染状況調査に関する義務 >

### 1 誰が

金属のプレスや切削加工、研磨作業等を行っている事業場で、脱脂や油落としに有機塩素系の特定有害物質を含む溶剤を使用していた又は使用している工場を設置している方（作業は手作業を含みます）

### 2 どんな時に

- （１）工場を廃止または建替えるとき
- （２）脱脂槽や洗浄槽等を撤去、更新するとき

### 3 どんな物質が対象か

過去を含め、金属加工の前処理や後処理で「脱脂」「油落とし」「洗浄」等を行っていた工場で「使用していた」または「使用している」溶剤の成分で対象となる主な有機塩素系の特定有害物質は次のとおりです。

物質名（主な通称名）	溶出量基準	第二溶出量基準	地下水基準	第二地下水基準
トリクロロエチレン（トリクレン）	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン（パークレン）	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン（エタン）	1 mg/L 以下	3 mg/L 以下	1 mg/L 以下	3 mg/L 以下
ジクロロメタン（塩化メチレン、メタクレン）	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下

注意 1 の物質は、分解生成物についても調査対象として追加されます。

注意 2 通称名は溶剤製造メーカーによって異なる場合があるため、安全データシート（SDS）等で確認が必要です。

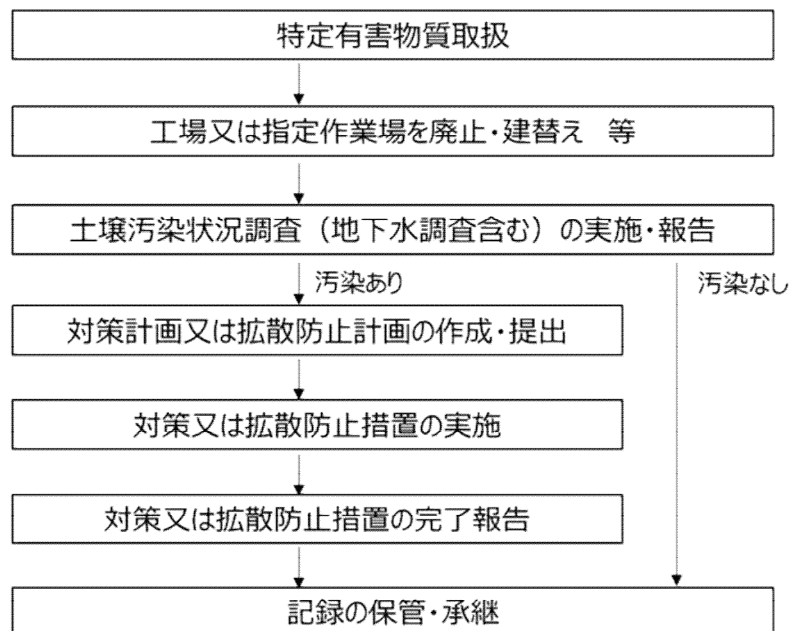
注意 3 切削油や潤滑油などにも特定有害物質（ほう素及びその化合物）が含まれている場合があります。

注意 4 トリクロロエチレンの基準が強化されています。

#### 4 どんなことを行う必要があるか

- (1) 土壌汚染の有無を確認するため、土壌汚染状況調査の実施と区への報告
- (2) 調査の結果、基準を超えた場合には汚染対策又は拡散防止の実施と区への報告

#### 5 土壌汚染状況調査・対策の流れ（概略）



※ 調査は土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼してください

※ 調査を行わず土地の譲渡等があった場合は、土地譲受者も調査の実施・報告の義務を負います

※ 汚染の有無にかかわらず、区が台帳を調整し公開します

#### < 土壌汚染対策法の土壌汚染調査に関する義務 >

有害物質使用特定施設（トリクロロエチレン洗浄施設等）の廃止時には、環境確保条例と合わせて土壌汚染対策法も適用され調査報告義務が生じます。

#### < 問合せ先 >

環境確保条例第 116 条、第 116 条の 2 について

江戸川区 環境部 環境課 指導係

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所北棟 3 階 番窓口

電話 03-5662-1995(直通)

土壌汚染対策法について

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階

土壌汚染総合相談窓口 電話 03-5388-3468(直通)